

物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する
優先的取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の障害者の雇用の促進並びに安定を図ることを目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により物品調達をしようとする案件の一部について、障害者雇用促進企業等から物品管理室が物品の調達を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(登録対象企業)

第2条 この要綱における登録対象企業は、次のとおりとする。

(1) 障害者雇用促進企業等 以下のもので、第4条の登録を受けた者をいう。

ア 障害者雇用促進企業 次のa, b, cのいずれにも該当する者。

イ 障害者就労施設等支援企業 次のa, b, dのいずれにも該当する者。

a 本県が行う物品調達等に係る競争入札参加資格を有していること。

b 県内に本社又は支社(支店、営業所を含む。以下同じ。)を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者をいう。)であること。

c bの県内本社又は支社において、1年間の各月毎の初日に雇用する障害者の数の合計が、1年間の各月毎の初日において常時雇用する労働者の数の合計に100分の2.0を乗じて得た数(その数に1人未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以上であること。

d bの県内本社又は支社において、障害者就労施設等から過去1年間に30万円以上の物品の購入または役務の提供を受けた事業者。

1 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。)第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに精神障害者(発達障害者を含む)をいう。

2 障害者就労施設等 県内の次の施設をいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設。

(登録の申請)

第3条 障害者雇用促進企業等の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業等登録申請書(様式第1号)に障害者雇用状況計算書(様式第2号)と障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳(又は知的障害者判定機関の判定書)、精神障害者保健福祉手帳)の写し、または障害者就労施設等取引実績証明書(様式第3号)を添えて、物品管理室長に申請しなければならない。

2 新規の申請書については、随時受付(土・日・祝祭日を除く。)とする。

- 3 更新の申請書受付は、毎年1月1日から1月31日（土・日・祝祭日を除く。）の期間とする。
- 4 第2条第1号 c 及び dに規定する1年間とは、申請しようとする月の前月から遡った1年間とする。

（登録及び不適合の通知）

第4条 室長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録又は不適合を当該申請者に通知（様式第4号）しなければならない。この場合、不適合とするときは、その理由を付さなければならない。

- 2 新規の登録は、申請書提出日の翌々月の1日とする。
- 3 更新の登録は、毎年3月1日付けで行うものとする。

（登録の有効期限及び公表）

第5条 障害者雇用促進企業等の更新登録の有効期限は3月1日から翌年2月末日までとする。なお、新規申請の有効期限は、申請書を受理した日の翌々月の1日から直近の2月末日までとする。

- 2 障害者雇用促進企業登録一覧表は、物品管理室のホームページにおいて随時公表するものとする。

（登録の取り消し）

第6条 室長は、障害者雇用促進企業等の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録の取り消しを該当者へ通知（様式第5号）するものとする。

- （1）第2条第1号 a または b の規定に該当しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年1月6日から施行する。
- 3 この要綱は、当分の間、文具及び印刷物に限る調達に適用するものとする。